

丸亀市臨時教育委員会会議録

1 日 時 令和5年5月11日(木)
午前10時00分～午前10時10分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	福 田 康 知
委 員	井 下 由 美
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
総務課長	吉 野 隆 志
総務課副課長	土 井 節 子

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

議案第4号 丸亀市教育長職務代理者の指名について

5 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。徳永 秀文委員、井下 由美委員

6 議事の概要

午前 10 時 00 分 開会

〔教育部長〕

臨時教育委員会開会前に、事務局から教育委員の選任についてご説明させていただく。

このたび、松岡舟委員が 5 月 10 日に任期満了となることから、4 月 25 日開催の市議会臨時会において市議会の同意を得て、5 月 11 日付けで松岡舟委員が再任された。松岡委員の任期につきましては、令和 9 年 5 月 10 日までの 4 年間となる。

議案第 4 号 丸亀市教育長職務代理者の指名について

〔教育長〕

丸亀市教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条の第 2 項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されていることから、職務代理者を指名するものである。

〔教育長〕

教育長職務代理者として、引き続き、徳永委員を指名し、任期は令和 5 年 5 月 11 日から令和 6 年 5 月 10 日までの 1 年間といたしたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

〔教育長〕

なお、教育長職務代理者は、非常勤職員であるが、いざというときは事務局のトップとして実際に事務全般を見ながら、指揮命令しなければならない。具体的な事務の執行につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 25 条第 4 項で、事務局職員に委任できる規定があるので、これまでと同様、教育部長に委任したい。

7 閉会

午前 10 時 10 分